

令和3年(2021年)第5回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月28日(金) 午後1時29分から午後1時59分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	7番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤	寿恵	4番	長井 修
	5番	久保	正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋	洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀	修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報告第1号 農地所有適格法人の要件確認について

第 5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について

第 6 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 7 議案第2号 令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画について

第 8 議案第3号 ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 寛樹 農地係長 高田 伸次

7 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年、第5回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、

7番 大野 智美君 9番 茶谷 久登君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の佐藤事務局長、高田係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和3年第4回総会以降の会長及び代理の動静についての報告をいたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地所有適格法人の要件確認について」の件、日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件、の2件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読・説明】

1件の報告がありました。

提出報告内容については、5ページに要件確認書を添付しておりますのでご覧ください。

法人形態、売り上げ高、構成員、農業・農作業従事者の状況など全ての要件について適正であると判断しています。

以上で、報告第1号を終わります。

事務局

【報告第2号の朗読・説明】

2件とも農地の引き渡し期限の6ヶ月以内に成立している合意解約であり、許可は必要とせず、議案第1号で新たに利用権設定をしなければならず、総会にかけの暇がなかったため、適正であるとの判断をしています。

以上で、報告第2号を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号及び報告第2号を報告済とします。

議案第1号については〇〇に関する案件が含まれていますので、議事には参加せず議長を代理と代わります。

【会長12番席へ、大野代理議長席へ】

議長
(大野)

日程第6、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第1号の朗読・説明】

本案については、利用権の再設定が4件、利用権の新規設定が8件で、合計12件、449,111㎡です。

番号1番～番号3番は新規設定で利用権設定者、面積は御覧のとおりです。

1番は国営事業の代替として1年間借りるもので10アール当たり8,000円、2番、3番は新規就農者が新たに借りるもので5年、10アール当たり5,000円です。

4番は、継続更新案件で、国営事業で整備した農地を借りるもので面積が増えています。単価、期間は変更ありません。

5、6番は、継続更新案件で条件は変更ありません。

7番から10番は〇〇が借りていた農地を〇〇が同条件で借りるものです。

11番は、〇〇が規模縮小するため、その農地を〇〇が借り受けるものであり、5年間、10アール当たり5,000円です。

12番は、利用権の再設定ですが、国営事業による整備で面積が変更になって

いるとともに、事業で整備した農地であるため、10アール当たり5,000円から7,000円と単価が上がっております。

図面については議案13ページから25ページ、調査書については、26ページから37ページに添付しております。

これらの計画内容は、全部効率利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長
(大野)

これより、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

【会長議長席へ、大野代理元の席へ】

議長

日程第7、議案第2号「令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読・説明】

令和2年度の実績値を記入しております。

新規就農者の実績ですが、2経営体 ○○と○○の2件、1.5haを記入しています。

次に遊休農地の解消実績は、国営事業の整備により2.2haの解消実績となっています。遊休農地面積については、実態とあっておりませんので今後検討する必要があります。

45ページの下段の農地台帳の整備ですが、年1回固定資産税台帳と住民台帳との照合を行うことになっていますが、令和2年度分の更新作業が行われて

いないため、作業を行っている会計年度任用職員の仕事分担を減らし更新を行ってまいります。

47ページからは令和3年度の目標となっています。

48ページの上段は利用集積目標となっており、1%の集積である27ヘクタールの目標を立てています。

下段の新規就農は、1経営体の目標を立てています。

49ページ上段は遊休農地解消面積となっており、国営事業によって解消予定である1ヘクタールを目標としています。

下段の違反転用はありません。

以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第8、議案第3号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第3号の朗読・説明】

申請地は農用地区域、すなわち農地以外では使えない場所として区域指定されており、農家住宅を建築するには、この区域指定を除外する必要があります。

今回の協議は、申請地を除外することで農業上支障があるかどうか農業委員会に対し協議を求められたものです。

1番は、51ページから53ページに図面がありますが申請者の既存住宅の裏に新築住宅を建築する計画となっています。

現在、倉庫が建築されている場所の812㎡が農業用施設用地となっているため、今回住宅を建築する場所と施設用地を含め農用地除外申請を行っているものです。

既存住宅が老朽化していることもあり、除外について支障がないものと考えております。

2番は、〇〇が所有している農地に後継者住宅を建築する計画となっており、担い手の良好な生活環境の確保のためにも、除外については支障がないものと考えております。

なお、この除外手続きが終わってから、住宅の農地転用申請がされる予定となっています。

以上で議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐藤委員 農家住宅で、転用許可前に畑に杭などを設置しているのを見たことがあるが、認められるのか？

許可が下りてから、杭などを設置するべきではないのか？

事務局 事業計画のための用地を確定するため、測量・分筆調査の作業が必要であり、問題はない。

佐藤委員 農業者の事情ではあるが、杭を設置した土地は耕作をしないのか？

事務局 転用事業の許可と着工時期を見込んで、作付けをしないと考えられる。

議長 他に質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和3年、第5回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するため
ここに署名する。

令和3年5月28日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 7番 大 野 智 美

署名委員 9番 茶 谷 久 登